令和4年度に重点的に取り組む事業のポイント

かっこ内のページ数・ナンバーは別紙「令和4年度主要事業の調整状況について」の該当箇所を指します。 事業名称及び詳細な実施内容は、別紙をご覧ください。

A 重

層的支援

の推進

うけとめ・つなげる相談支援(重層的支援)の推進

- ・複雑・複合化した地域生活課題について、多機関及び関係者との連携による伴走支援を進めるとともに、対象者へのアウトリーチや参加支援を一体的に取り組みます。〈P17のNo.36〉
- ・ひきこもり等で支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援を行い、必要な支援機関につなげます。〈P17のNo.37〉

ヤングケアラーへの支援、児童相談所の整備に着手

- ・ヤングケアラー支援のため、ホームヘルパーを派遣し家事負担の軽減を図るとともに、当事者同士が交流できる居場所を設置するほか、ヤングケアラーに関する研修等を実施します。〈P14 のNo.30〉
- ・あまがさき・ひと咲きプラザの敷地内における児童相談所設置に向けた整備に着手します。〈P14 のNo.29〉

心える児童等への支援 ログカ向上及び困難

えたポ

経済対策

医療的ケア児への支援の充実

- ・医療的ケア児を市立学校園において支援する体制を整備します。〈P7 のNo.2〉
- ・医療的ケア児を公立保育所で受け入れるための検討会を実施します。〈P13 のNo.26〉
- ・医療的ケア児を受け入れる法人保育所に対して費用を補助します。〈P13 のNo.27〉

中学校図書室への学校司書の配置

・中学校の図書室に図書館司書資格又は司書教諭資格等を有する学校司書を配置し、時宜に応じた図書の選択・収集や一定の開館時間の確保を実施します。〈P8のNo.8〉

据 C 事業者のイノベーション促進のための支援

- ・製造機器設備の自動化や遠隔操作のための機器・設備の導入(IoT化)に係る経費、精密機器の仕上がり精度が低下することを防止するための空調等の新設・更新に係る経費の一部を補助します。〈P24 のNo.57〉
- ・市内中小事業者が、保険会社等の専門機関を通じて行う、BCP(災害時などの事業継続計画)の策定に要する 経費の一部を補助します。〈P24 のNo.58〉

観光土産認証制度の設立

・「観光土産認証制度」を設け、尼崎ブランドを全国に発信するとともに、観光客の満足度や消費額の向上につなげます。〈P26のNo.64〉

実現に向けた取組 D 脱炭素社会の

見

脱炭素化設備の導入を支援

- ・市内の産業団体や金融機関等と協力して、市内事業者を対象とした脱炭素に関するセミナー等を開催するとともに、省エネ診断等を行い、市内事業者の再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の導入費用の一部を補助します。〈P24 のNo.59〉
- ・太陽光発電設備と蓄電池について、市民から購入希望者を募り一括して入札・発注することで価格低減を促す 共同購入事業を活用し、太陽光発電設備等を更に普及拡大させます。〈P27のNo.69〉

組 ングとは 五の E ま

S魅力の発信 いちのブラン

デ

定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」のリニューアル

・定住・転入促進情報発信サイト「尼ノ國」をリニューアルし、エリアごとのブランディングも含めた暮らしやすいまちとしての魅力を市内外に効果的に発信します。〈P26のNo.63〉

鉄道駅周辺の特色あるまちづくりの推進

- ・阪神尼崎駅周辺のエリアマネジメントを推進するため、公共施設の包括マネジメント委託により管理の効率化を行うとともに、阪神尼崎駅周辺の一体的な賑わい創出に向けて社会実験を実施します。〈P31のNo.81〉
- ・小田南公園への阪神タイガースファーム施設の誘致に伴い阪神大物駅周辺地区を整備します。〈P29 のNo.76〉
- ・阪神出屋敷駅周辺において、官民連携による自治のまちづくりを推進します。〈P31 のNo.82〉

タル化の推進 性を高めるデジ 下 市民の利便

そ

Ď

他

の主な取

組

行政 ICT 化の更なる推進

- ・歴史的公文書のデジタル化や目録のウェブ公開を行い、利便性向上や業務効率化を図ります。〈P34 のNo.92〉
- ・契約書及びその他法規文書の正確性・適正性の向上を図るためのシステムを導入します。〈P34 のNo.93〉
- ・職員の採用試験についてオンライン申請を可能にするシステムを導入します。〈P34 のNo.94〉

子どもの医療費助成を拡充

・健康保険に加入する0歳から中学3年生までの市民の医療費助成について、ファミリー世帯の定住・転入促進の観点から、財政状況を踏まえる中で、所得制限の緩和、または自己負担の軽減など、より効果的な拡充策を講じます。〈P11のNo.16〉

休日夜間急病診療所の整備の開始

・休日夜間急病診療所を市役所第2駐車場及び職員臨時駐輪場へ移転建替えし、令和7年度中に移転先において 診療を開始します。〈P21のNo.50〉

1